

# 中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2020年3月

JBS Newsletter  
2020年4月23日

## Contents

### 税務法規

▶「防疫及び経済社会発展の支援に係る税金・費用優遇策に関するガイドライン」

▶「新型コロナウイルス感染肺炎への対応に関する財税金融政策(3月4日現在)」ほか

### 商務法規

#### 1. 社会保険料

▶「従業員基本医療保険料の段階的な引下げに関する指導意見」(医保發[2020]6号)("6号通達")ほか

#### 2. 外商投資

▶「感染症流行に対応し、改革を一層深化させ、外資プロジェクトに関する作業をよく行うことに関する通知」(发改外資[2020]343号)("343号通達")ほか

#### 3. その他

▶財政部の2020年立法作業計画ほか

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語<sup>1</sup>、英語<sup>2</sup>)を毎週発行しています。

2020年03月の発行状況は以下の通りです。

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| ▶ 2020年 03月 06日 | 第2020009号 |
| ▶ 2020年 03月 13日 | 第2020010号 |
| ▶ 2020年 03月 20日 | 第2020011号 |
| ▶ 2020年 03月 27日 | 第2020012号 |

Japan Business Servicesグループで、2020年03月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

<sup>1</sup> 「中国税务及投资法规速递」

<sup>2</sup> 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) [www.ey.com/chinese/CTIE](http://www.ey.com/chinese/CTIE)

(英語版) [www.ey.com/cn/CTIE](http://www.ey.com/cn/CTIE)

## 税務法規

- ▶ 「防疫及び経済社会発展の支援に係る税金・費用優遇策に関するガイドライン」
- ▶ 「新型コロナウイルス感染肺炎への対応に関する財税金融政策(3月4日現在)」

### 概要

国家税務総局は2020年3月12日付で、「防疫及び経済社会発展の支援に係る税金・費用優遇策に関するガイドライン」(「ガイドライン」)を公布した。「ガイドライン」においては、これまでに政府機関が公布した新型コロナウイルス感染肺炎への対応に係る税金・費用に係る優遇策がまとめられている。

「ガイドライン」には17項目の政策が含まれ、主な内容は次のとおりである。

そのほか、工業及び情報化部財務司は2020年3月5日付で、「新型コロナウイルス感染肺炎への対応に関する財税金融政策(3月4日現在)」(「政策」)を公布した。「政策」の内容は主に、防疫篇、操業再開篇、政策実施篇に分けられ、関連部門が打ち出した防疫と企業の操業再開を支援するための各種政策が含まれている。

「ガイドライン」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145868/content.html>

| 類別       | 政策内容   |
|----------|--|
| 防護・治療の支援 | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 政府の規定する基準の予防・治療臨時手当及び賞与は、個人所得税を免除する。</li><li>▶ 個人が企業から支給された新型コロナウイルス感染肺炎予防のための医薬、防護用品等は、個人所得税を免除する。</li></ul>  |
| 物資供給の支援  | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 防疫重点保障物資の生産企業を対象に、増価税の未控除税額の増加分を全額還付する。</li><li>▶ 納税者が防疫重点保障物資の運輸により取得した収入は、増価税を免除する。</li><li>▶ 納税者が公共交通運輸サービス、生活サービス及び住民の生活必需品の宅配サービスの提供により取得した収入は、増価税を免除する。</li><li>▶ 防疫重点物資の生産企業が生産能力を拡大するために購入する設備は、一括損金算入を認める。</li><li>▶ 衛生健康主管部門が輸入した、防疫に直接使用する物資は、関税を免除する。</li></ul>                      |
| 公益寄付の奨励  | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 企業及び個人が公益性社会組織または県レベル以上の人民政府とその部門等の国家機関を通じて疫病対応用の現金や物品を寄付する場合、企業所得税または個人所得税の課税所得の計算時に全額控除することを認める。</li><li>▶ 企業及び個人が疫病予防・治療の任務を担う医療機関へ疫病対応用の物品を直接寄付する場合、企業所得税または個人所得税の課税所得の計算時に全額控除することを認める。</li><li>▶ 疫病対応用の物品を寄付する場合、増価税、消費税、都市維持建設税、教育費附加、地方教育附加費を免除する。</li><li>▶ 寄付に係る免税輸入範囲を拡大する。</li></ul> |
| 操業再開の支援  | <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 疫病により大きな影響を受けた業種に属する企業で2020年度に発生した欠損金の繰越期間を最長8年まで延長する。</li><li>▶ 増価税小規模納税者の増価税を段階的に減免する。</li><li>▶ 養老保険料、失業保険料、労災保険料の企業負担部分を段階的に減免する。</li><li>▶ 従業員基本医療保険料の企業負担部分を段階的に減額する。</li><li>▶ 各地が土地使用税の減免等の方式を通じて、貸手が個人経営者の賃借料を減免するようすることを奨励する。</li></ul>  |

「政策」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.miit.gov.cn/n973401/n7647394/n7647399/c7783339/content.html>

- ▶ 「一部製品の輸出還付税率の引上げについての公告」(財政部、国家税務総局公告[2020]15号) (“15号公告”)
- ▶ 「輸出還付率ライブラリー2020B版の公布に関する通知」(税総函[2020]44号) (“44号通達”)

## 概要

財政部及び国家税務総局は2020年3月17日付で、一部製品の輸出還付率の引上げに関する15号公告を公布了。

15号公告によれば、陶器製衛生器具等の1084品目の製品の輸出還付率は13%、植物生長調節剤等の380品目の製品の還付率は9%に引き上げられた。

15号公告は2020年3月20日より実施される。15号公告に列挙された貨物に適用される輸出還付率は、輸出貨物の通関申告書に記載された輸出日によるものとする。

15号公告の公布に続き、国家税務総局は同日に44号通達により、「輸出還付率ライブラリー2020B版」を公布し、ライブラリーにおける輸出還付率を相応に調整した。

15号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-03/18/content\\_5492567.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-03/18/content_5492567.htm)

44号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810214/n810641/n2985871/n2985888/n2985983/c5146347/content.html>

- ▶ 「2019年度の源泉徴収、代理徴収、委託代理徴収に係る手数料の申告期限の延長に関する通知」(税総函[2020]43号) (“43号通達”)

## 概要

新型コロナウイルス感染肺炎の防疫を支援するため、国家税務総局は2020年3月13日付で43号通達を公布し、2019年度の源泉徴収、代理徴収、委託代理徴収に係る手数料の申告期限を延長することを宣言した。

43号通達によると、2019年度の源泉徴収、代理徴収及び委託代理徴収に係る手数料の申請期限は2020年3月30日から5月30日に延長される。

関連する企業及び個人は申告期限の延長に留意し、適時に手数料を申請する必要がある。

43号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5146327/content.html>

## 商務法規

### 1.社会保険料

- ▶ 「従業員基本医療保険料の段階的な引下げに関する指導意見」(医保発[2020]6号) (“6号通達”)
- ▶ 「新型コロナウイルス感染肺炎の流行に適切に対応するための住宅積立金に係る段階的な支援政策の実施に関する通知」(建金[2020]23号) (“23号通達”)
- ▶ 「企業社会保険料の段階的減免政策の徹底に関する通知」(税総函[2020]33号) (“33号通達”)

## 概要

企業の負担を確実に軽減し、操業再開を支援するために、財政部、国家税務総局及び国家医療保障局は2020年2月21日付の6号通達により、従業員基本医療保険料 (“従業員医療保険料”) の企業負担部分の段階的な引下げに関する指導意見 (“指導意見”) を公布した。

また、財政部、中国銀行及び住宅都市農村建設部は同日付で、住宅積立金に係る支援政策について定めた23号通達を公布した。

さらに、国家税務総局は2020年3月25日付で、企業の社会保険料の段階的減免政策の徹底に関する33号通達を公布した。

これらの主な内容はそれぞれ次のとおりである。

### 「指導意見」

- ▶ 2020年2月より、各地は基金収支の中長期的なバランスをとることを前提として、従業員医療保険料の企業負担部分の徴収額を半減することができる。半減徴収期間は5ヵ月を超えない。
- ▶ 原則として、統括基金累計残高の支払可能月数が6ヵ月を超える地域は徴収額を減額することができる。支払可能月数が6ヵ月に満たないが、確かに徴収額を減額する必要がある地域は、各省の指導により統一的な対応を行う。納付猶予政策は引き続き実施することができるが、猶予期間は原則として6ヵ月を超えないものとし、当該期間は滞納金の徴収を免除する。

- ▶ 各地は、給付金の支払を保証し、徴収額の減額や納付の猶予が社会保険加入者の受ける保険給付に影響を与えないようにしなければならない。事務手続きを改善し、企業の事務負担を増やさないようにする。
- ▶ すでに企業負担分の料率の段階的な引下げ等の支援策を実施している省は、引き続きこれを実施することも、指導意見の趣旨に従って指導を行い、地域の政策を調整することもできる。すでに従業員医療保険料の企業負担分の料率を段階的に引き下げている地域が、半減徴収の措置を同時に実施することはできない。

### 23号通達

- ▶ 新型コロナウイルス感染肺炎の流行の影響を受けた企業は、関連規定に従い、2020年6月30日まで住宅積立金の納付猶予を申請することができる。納付猶予期間も積立期間は継続しているものとみなされ、従業員による通常の引出し及び住宅積立金ローンの申請には影響を与えない。
- ▶ 新型コロナウイルス感染肺炎の流行の影響を受けた従業員は、2020年6月30日まで、住宅積立金ローンを正常に返済できない場合、返済遅延として扱わず、信用部門にも返済遅延記録として報告しないものとする。賃料支払のプレッシャーが大きい従業員は、賃料の引出し限度額を合理的に引き上げ、引出し時期を柔軟に調整することができる。
- ▶ 認定を受けた新型コロナウイルス感染肺炎の流行が深刻な地域の企業は、従業員と十分に協議した上で、2020年6月30日まで納付を停止するか、または住宅積立金の積立比率を自主的に決定することができる。

### 33号通達

- ▶ 各省、自治区、直轄市及び計画単列市税務局（「省レベル税務局」と総称）は、「企業の社会保険料の段階的減免に関する通知」（人社部発[2020]11号）及び「指導意見」の要求に基づき、企業の社会保険料の段階的減免政策の実施に関する具体的な実施弁法を積極的に制定しなければならない。
- ▶ 各省レベルの税務局は12366のホットライン及びWeChat、ショートメッセージ等を十分に活用し、政策の宣伝及び指導、訓練を行わなければならない。
- ▶ 各省レベルの税務局は、2020年2月の徴収額の還付（控除）及び納付猶予の処理を加速しなければならない。

- ▶ 各省レベルの税務局はできるだけ早く、現地の徴収管理システム及び情報プラットフォームの関連機能の補完、調整テスト及び起動作業を完了しなければならない。

「指導意見」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5144759/content.html>

23号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/202002/t20200221\\_244060.html](http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/202002/t20200221_244060.html)

33号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145196/content.html>

- ▶ 「企業社会保険料の段階的減免に関する問題についての実施意見」（人社庁[2020]18号）（「18号通達」）

### 概要

財政部、国家税務総局、人的資源及び社会保障部は2020年2月27日付で18号通達を公布し、社会保険料の企業負担部分の段階的減免に関する問題についての実施意見を公布した。

### 適用期間

企業基本養老保険料、失業保険料、労災保険料（「3つの社会保険料」）の減免政策の適用開始は2020年2月からとし、遅らせてはならない。終了する月は各省の具体的な実施弁法に従うものとする。適用期間の合計月数は、「企業社会保険料の段階的減免に関する通知」（人社部発[2020]11号）（「11号通達」）に規定する上限を超えてはならない。（11号通達については、「中国税務及び投資速報（日本語要約版）」2020年2月号を参照。）

### 適用対象

各省（湖北省を除く）において3つの社会保険料の企業負担部分を免除できる範囲には、各種の中小・零細企業、組織を通じて保険に加入する個人経営者が含まれる。また、3つの社会保険料の企業負担部分を半減できる範囲には、各種の大型企業、民営非企業組織、社会団体等の各種の社会組織が含まれる。湖北省において3つの社会保険料の企業負担部分を免除できる範囲には、各種の大小・零細企業、組織を通じて保険に加入している個人経営者、民営非企業組織、社会団体等の各種の社会組織が含まれる。

## 保険加入企業の分類

各地は11号通達の要求に基づき、独立法人資格を有する保険加入企業を分類しなければならない。3つの社会保険料の統一徴収を行っていない地域では、失業保険、労災保険の加入企業分類は企業基本養老保険と一致するものとする。

## 徴収済みの2月分社会保険料の取扱い

2020年2月分の社会保険料をすでに徴収した地域は、保険加入企業の納付額を再算定し、減免部分の金額を正しく確定しなければならない。減免部分の金額については、直接払戻しを優先的に選択する。

## 納付猶予の取扱い

感染症流行の影響を受け、生産経営に深刻な困難が生じた保険加入企業は、関連規定に基づき、3つの社会保険料の納付猶予を申請することができる。猶予の適用期間は2020年度内とし、猶予期間は原則として6ヶ月を超えてはならない。猶予期間の滞納金は徴収しない。労災保険料の段階的減免、納付猶予の政策を適用する場合でも、保険に加入している従業員の労災保険に関する待遇の享受には影響を与えない。

## 失業保険料率、労災保険料率の段階的引下げ等の政策の継続

失業保険料率、労災保険料率の段階的引下げ等の政策の実施期限を2021年4月30日まで延長する。具体的な方案は各省が検討の上、決定する。

18号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://anhui.chinatax.gov.cn/art/2020/2/28/art\\_9145\\_734804.html](http://anhui.chinatax.gov.cn/art/2020/2/28/art_9145_734804.html)

11号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810346/n810825/c101434/c5144706/content.html>

## 2.外商投資

- ▶ 「感染症流行に対応し、改革を一層深化させ、外資プロジェクトに関する作業をよく行うことに関する通知」（发改外資[2020]343号）（“343号通達”）

### 概要

「外商投資法」の着実な実施に向けて改革をさらに深化させ、新型コロナウイルス感染肺炎の防疫期間における外資安定化作業をよく行うために、国家発展及び改革委員会は2020年3月9日付で343号通達を公布し、関連事項について明らかにした。

343号通達の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 外資プロジェクト及び外資企業の操業再開を積極的に支援する。
- ▶ 重大な外資プロジェクトのフォローアップを強化する。
- ▶ 重大な外資プロジェクトの調整、推進に取り組む。
- ▶ 外資参入ネガティブリスト管理制度を全面的に実施する。
- ▶ 外資プロジェクトの届出手続きの利便性を向上させる。
- ▶ 外資プロジェクトの承認手続きを簡素化する。
- ▶ 奨励類外資プロジェクトの輸入設備に係る免税確認手続きを最適化する。
- ▶ 外資プロジェクトの合法的権益を保護する。
- ▶ 外資企業への訪問を強化する。
- ▶ 外資プロジェクトに対する事中と事後のモニタリングを改善する。
- ▶ 奨励する外商投資範囲を更に拡大する。

343号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-03/11/content\\_5490062.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-03/11/content_5490062.htm)

- ▶ 「外商投資奨励産業目録(2019年版)」の改訂に関する意見募集についての公告」

### 概要

国家発展及び改革委員会と商務部は2020年3月19日付で、「外商投資奨励産業目録(2019年版)」（（「2019年目録」）の改訂に関する公告（「公告」）を公表し、パブリックコメントを求めた。その目的は奨励範囲を更に拡大し、既存投資の安定を図るとともに、外商投資の成長を促すことにある。（「2019年目録」については、「中国税務及び投資速報(日本語要約版)」2019年7月号を参照。）

「2019年目録」の改訂の内容は、製造業の高品質な発展を促進し、中西部地域及び東北地域において産業移転を引き受ける潜在力を發揮することに焦点を当てている。

「公告」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/f/202003/20200302946560.shtml>

「2019年目録」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/201906/t20190628\\_960876.html](https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/fzggwl/201906/t20190628_960876.html)

### 3.その他

#### ▶ 財政部の2020年立法作業計画

##### 概要

財政部は2020年2月27日付で、「財政部の2020年立法作業計画」(「2020年立法計画」)を公布した。

「2020年立法計画」によれば、財政部は2020年中に「增值税法」、「消費税法」、「關稅法」の税務関連法律を起草し、適時に国務院に報告することを目指している。

そのほか、財政部は「会計法」、「登録会計士法」等の法律法規の改正及びその他の法律法規に関する立法研究も行う予定である。

「2020年立法計画」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/27/content\\_5483762.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2020-02/27/content_5483762.htm)

#### ▶ 「臨港新区における優良企業のクロスボーダー人民元決済の利便化に関する方案(試行)」

##### 概要

「上海国際金融センターの建設の更なる加速及び長江デルタ地域一体化発展のための金融支援に関する意見」(銀発[2020]46号)(“46号通達”)によると、区内の銀行は、要件を満たした臨港新区の優良企業に対して、決済の便宜を図ることができる。即ち、企業の受取、支払の指示により、クロスボーダー人民元決済業務を直接取り扱うことや、外商直接投資、クロスボーダー資金調達及び海外上場等によるクロスボーダー人民元収入の国内での支払を直接取り扱うことができる。企業が事前に一件ごとに真実性に関する証明材料を提出する必要はない。

これに基づき、上海市銀行外貨及びクロスボーダー人民元業務自律システム(“自律システム”)は2020年3月5日付で、「臨港新区における優良企業のクロスボーダー人民元決済の利便化に関する方案(試行)」(「試行方案」)を公布した。

「試行方案」によると、上述した優良企業は次の基準を満たさなければならない。

▶ 新区内で登録、設立され、かつ正常な生産経営を行っていること(臨港新区管理委員会が認定した企業リストにあること)

▶ 実体的な生産や経営を主要業務とする企業(グループ内の実体企業にサービスを提供する財務公司を含む)であること。不動産企業、政府系企業、金融系企業を含まない

▶ 集積回路、人工知能、バイオ医薬、航空宇宙、新エネルギー及びインテリジェントコネクテッドカー、インテリジェント製造、ハイエンド装備等の重点産業分野に属する企業であるか、フォーチュン500企業の傘下企業であること、或いは企業の登録資本金が500万元以上であること

▶ 企業が適切な内部統制システムを有し、クロスボーダー人民元業務に係る取引証憑等の取引の真実性を証明できる資料を自ら適切に保管でき、かつ取扱銀行、自律システムまたは中国人民銀行による事中、事後のサンプルチェック、検証に協力的であること

▶ クロスボーダー人民元管理規定、外貨管理条例等の法律、法規に実質的に違反したり、意図的に回避したりする状況が企業ないこと

▶ 企業が輸出貨物貿易人民元決済重点管理企業リストに含まれていないこと

▶ 企業が貨物貿易外貨管理A類企業であること(外貨局貿易収支リストの等級がある場合)

▶ 企業に大規模なクロスボーダーの投機活動に関与した疑いがないこと

▶ 貨物貿易、サービス貿易、直接投資等において長期安定的に規則に従って人民元のクロスボーダー決済を利用する企業(特にクロスボーダー人民元決済の規模が大きく、件数が多い実体企業やその産業チェーンの上流、下流の企業)を優先的に支援することを奨励する

▶ 銀行が満たす必要があると考へるその他の要件

上述の基準に基づき、メンバー銀行は自動的に評価を行った上で、企業を優良企業リストに組み入れができる。

「試行方案」の全文は次のリンク先でご覧いただけます。

<http://shanghai.pbc.gov.cn/fzhshanghai/113571/3983491/index.html>

46号通達の全文は次のリンク先でご覧いただけます。

[http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/14/content\\_5478985.htm](http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-02/14/content_5478985.htm)

▶ 「全口径クロスボーダー融資のマクロプルーデンス調節パラメーターの調整に関する通達」(銀発[2020]64号) (“64号通達”)

## 概要

「全口径クロスボーダー融資のマクロプルーデンス管理に関する事項についての通知」(銀発[2017]9号) (“9号通達”)によると、国内企業(外商投資企業を含む)及び金融機関は、“全口径クロスボーダー融資管理モデル” (“マクロプルーデンス管理モデル”)、或いは「外債管理暫定弁法」に定められた“投注差”<sup>1</sup>管理モデル (“投注差モデル”)のいずれかを選択し、適用することができる。外債の事前審査・承認は撤廃され、企業は事前届出、金融機関は事後届出に変更された。

人民銀行及び国家外貨管理局は2020年3月12日付で64号通達を公布し、マクロプルーデンス調節パラメーターを1から1.25に引き上げた。中国が全口径クロスボーダー融資の公式におけるマクロプルーデンス調節パラメーターを引き上げるのは、これが初めてである。

マクロプルーデンス調節パラメーターの引き上げに伴って、クロスボーダー融資リスク加重残高<sup>2</sup>の上限額も増加する。よって、“マクロプルーデンス管理モデル”においては、国内企業及び金融機関が調達可能な外債の限度額は調整前に比べて25%増加することになる。

64号通達の公布は、国内企業及び金融機関のクロスボーダー融資に便宜を提供し、特に感染症流行の期間においてキャッシュフローが厳しい企業にとっては、一定の助けになると思われる。9号通達によれば、外商投資企業は“マクロプルーデンス管理モデル”と“投注差モデル”的、いずれかのモデルを選択し、適用することができるが、一旦確定すると、変更することはできない。ただし、より緩和された政策が実施されている地域もある。

<sup>1</sup>「外債管理暫定弁法」に基づき、外商投資企業の中長期外債の累計発生額と短期外債の残高の合計額は、審査・認可部門が承認した総投資額と登録資本金の差額内でなければならない。

<sup>2</sup>クロスボーダー融資リスク加重残高の上限額=資本または純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス調節パラメーター

64号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.safe.gov.cn/safe/2020/0312/15681.html>

9号通達の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.pbc.gov.cn/zhenwgongkai/127924/128038/128109/3241310/index.html>

「外債管理暫定弁法」の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://m.safe.gov.cn/safe/2003/0108/5614.html>

## Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- |  |  |   |
|--|--|---|
| <p>▶ <b>北京</b></p> <p><b>堀尾 成宏</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4050<br/>naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p><b>鍋島 正知</b><br/>監査<br/>+86 10 5815 4253<br/>masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p><b>上村 希世子</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 10 5815 2289<br/>kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>大連</b></p> <p><b>秋山 大輔</b><br/>監査<br/>+86 411 8252 8999<br/>daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>上海</b></p> <p><b>高橋 臣一</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 2740<br/>shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p><b>八幡 正博</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 4652<br/>masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p><b>佐藤 勝俊</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 9579<br/>Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p><b>星野 友子</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 5958<br/>tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p><b>山村 亮</b><br/>監査<br/>+86 21 2228 3239<br/>ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p><b>江 海峰</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 2963<br/>alex.jiang@cn.ey.com</p> <p><b>石川 翔太</b><br/>金融<br/>+86 21 2228 4006<br/>shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p><b>三宅 亜紀子</b><br/>Forensics<br/>+86 21 2228 5688<br/>akiko.a.miyake@cn.ey.com</p> <p><b>坂出 加奈</b><br/>税務・移転価格<br/>+86 21 2228 2289<br/>kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p><b>小島 圭介</b><br/>税務<br/>+86 21 2228 2854<br/>keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p><b>丸山 直也</b><br/>法務<br/>+86 21 2228 8346<br/>maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p><b>久保田 順一</b><br/>TAS<br/>+86 21 2228 4749<br/>junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>広州</b></p> <p><b>長内 幸浩</b><br/>監査<br/>+86 20 2881 2675<br/>yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p><b>梁 晖</b><br/>監査<br/>+86 20 2838 1043<br/>ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ <b>深圳</b></p> <p><b>小島 慎一</b><br/>監査<br/>+86 755 2502 5463<br/>shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ <b>香港</b></p> <p><b>重富 由香</b><br/>監査<br/>+852 2629 3907<br/>yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p><b>柿本 啓太</b><br/>監査<br/>+852 2846 9005<br/>keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p><b>塚原 俊郎</b><br/>監査<br/>+852 3471 2751<br/>toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p><b>吉田 薫</b><br/>監査<br/>+852 2629 3909<br/>kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p><b>徳山 勇樹</b><br/>監査<br/>+852 37585988<br/>yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|--|--|---|

► 東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子

税務

emiko.okubo@jp.ey.com

蘇麗芬(Emma Su)

税務

Emma.Su2@jp.ey.com

新日本有限責任監査法人

マークツ本部 海外企画部JBS

+81 3 3503 1844

関口 勝也

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

野口 正邦

masakuni.noguchi@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より 詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。  
[www.ey.com](http://www.ey.com)。

© 2020 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03010235

ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務 その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切な アドバイスを参照されるようお願いいたします。

[ey.com/china](http://ey.com/china)

Follow us on WeChat

Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

